

「集中改革プラン」改革項目変更等調書一覧①

資料 1

下記の項目について変更度合が基準外(※)のため宮古島市行財政改革推進本部に変更の承認を求めます。(※:最終頁に説明記載)

→平成19年11月29日開催平成19年度第8回行財政改革推進本部にて承認

集中改革プラン					取り組み状況				変更・中止	変更内容とその理由及び今後の取り組み							
改革項目				具体的事項	担当課	目標事項					工程表	取組時期					
大	中	小	細小			平成18年度	平成19年度	平成20年度			平成21年度	提出課	開始	終了			
1	I	1	5		行政評価による事務事業の再点検	総務課						導入開始 評価公表	総務課	H18.10	H19.9 H20.3	変更	変更内容:目標事項を「導入開始」から「評価公表」へ、取組終了時期を「H19.8」から「H20.3」に変更する。 変更理由:行政評価システムの目的は、事務事業の再点検・公表にあるので、「導入」そのものを目標とするのではなく、「評価結果の公表」を新たな目標とする。 今後の取組:評価システムの基本方針を決定し、その工程に沿って作業を進めていく。
2	II	1	2		種痘供給施設の民間移譲について検討し、可否を決定する	水産みどり課	検討開始	民間譲渡					水産みどり課	H19.1	H19.7 H20.2	変更	変更内容:取組終了時期が「(H19.7)」から「(H20.2)」に変更。 変更理由:民間移譲した場合、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律等に該当し、補助金返還が発生するものと考えられるため、検討に時間を要する。 今後の取組:県と問題点を検討しながら進めていきます。
3	II	1	3		栽培漁業(海業)センターの民間移譲について検討し、可否を決定する	水産みどり課	検討開始	民間譲渡					水産みどり課	H19.1	H19.7 H20.2	変更	変更内容:取組終了時期「H19.9」から「H20.3」に変更。 変更理由:条例に関する事務手続きに時間を要する。 今後の取組:再利用を検討しながら県、国と調整し、3月までに廃止手続きをしていく。
4	II	1	6		南診療所(伊良部地区)を廃止する	伊)福祉保健課	検討開始	廃止					伊)福祉保健課	H18.12	(H19.9) (H20.3)	変更	変更内容:取組終了時期「H19.9」から「H20.3」に変更。 変更理由:条例に関する事務手続きに時間を要する。 今後の取組:再利用を検討しながら県、国と調整し、3月までに廃止手続きをしていく。
5	II	1	7		佐良浜診療所を廃止する	伊)福祉保健課	検討開始	廃止					伊)福祉保健課	H19.1	(H19.9) (H20.3)	変更	変更内容:取組終了時期「H19.9」から「H20.3」に変更。 変更理由:再利用実施計画により条例に関する事務手続きに時間を要する。 今後の取組:再利用の転用後により、3月までに条例廃止手続き完了したい。
6	II	1	8		旧あずま保育所を利活用する	伊)福祉保健課 介護長寿課	検討開始	利活用開始					伊)福祉保健課 介護長寿課	H19.4	H20.3 H20.1	変更	変更内容:担当課、工程表提出課を福祉保健課から介護長寿課に変更 理由:小規模多機能型介護施設に用途変更終了したため介護担当課に変更する。
7	II	2	20	1	池間添児童館での業務の民間委託について検討し、可否を決定するについて民間委託の業務開始を目標とする	伊)福祉保健課	検討開始		業務開始を 目標	業務開始を 目標			伊)福祉保健課	H19.3	(H19.9)	変更	変更内容:可否決定は「可」とし、業務開始の目標年度を20年度から21年度に変更する 変更理由:他市町村の例として十分な話し合いがされないまま短期間で委託したため、利用する側にもトラブルが生じた例がある。 今後の取組:受託事業者の有無の把握や委託金額、委託事業の内容等を検討する。 【集中改革プラン】改革項目変更等調書一覧②を参照
8	II	2	20	2	佐和田児童館での業務の民間委託について検討し、可否を決定するについて民間委託の業務開始を目標とする	伊)福祉保健課	検討開始		業務開始を 目標	業務開始を 目標			伊)福祉保健課	H19.3	(H19.9)	変更	
9	II	2	20	3	平良児童センターでの業務の民間委託について検討し、可否を決定するについて民間委託の業務開始を目標とする	児童家庭課	検討開始		業務開始を 目標	業務開始を 目標			児童家庭課	H19.3	(H19.9)	変更	
10	II	2	20	4	平良南小型児童館での業務の民間委託について検討し、可否を決定するについて民間委託の業務開始を目標とする	児童家庭課	検討開始		業務開始を 目標	業務開始を 目標			児童家庭課	H19.3	(H19.9)	変更	
11	II	2	20	5	下地児童館での業務の民間委託について検討し、可否を決定するについて民間委託の業務開始を目標とする	児童家庭課	検討開始		業務開始を 目標	業務開始を 目標			児童家庭課	H19.3	(H19.9)	変更	

「集中改革プラン」改革項目変更等調書一覧①

資料 1

下記の項目について変更度合が基準外(※)のため宮古島市行財政改革推進本部に変更の承認を求めます。(※:最終頁に説明記載)

→平成19年11月29日開催平成19年度第8回行財政改革推進本部にて承認

集中改革プラン					取り組み状況				変更・中止	変更内容とその理由及び今後の取り組み					
改革項目				具体的事項	担当課	目標事項					工程表	取組時期			
大	中	小	細小			平成18年度	平成19年度	平成20年度			平成21年度	提出課	開始	終了	
12	Ⅲ	2	2	1	伊良部公民館の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	伊)教育委員会分室	検討開始		業務開始を目標		伊)教育委員会分室	H19.1	(H19.9) (H20.2) H20.4	変更	変更内容:取組終了時期を「(H19.9)」から「(H20.2)」に変更。 変更理由:県内市町村に指定管理者制度を適用して委託管理を実施しているところがないため、良い参考例の資料収集に時間を要し、部内調整が遅れている。 今後の取組:H20.2までに意志決定が出来るよう部内調整を行っていく。
13	Ⅲ	2	2	2	中央公民館の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	中央公民館	検討開始		業務開始を目標		中央公民館	H19.1	(H19.9) (H20.2) H20.4	変更	
14	Ⅲ	2	2	3	下地公民館の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	中央公民館	検討開始		業務開始を目標		中央公民館	H19.1	(H19.9) (H20.2) H20.4	変更	
15	Ⅲ	2	2	4	久松地区公民館の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	中央公民館	検討開始		業務開始を目標		中央公民館	H19.1	(H19.9) (H20.2) H20.4	変更	
16	Ⅲ	2	2	5	西原地区公民館の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	中央公民館	検討開始		業務開始を目標		中央公民館	H19.1	(H19.9) (H20.2) H20.4	変更	
17	Ⅲ	2	2	6	下崎地区公民館の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	中央公民館	検討開始		業務開始を目標		中央公民館	H19.1	(H19.9) (H20.2) H20.4	変更	
18	Ⅲ	2	3	2	城辺農村環境改善センターの指定管理者制度について検討し、可否を決定する	中央公民館	検討開始		業務開始を目標		中央公民館	H19.1	(H19.9) (H20.2) H20.4	変更	
19	Ⅲ	2	3	3	上野農村環境改善センターの指定管理者制度について検討し、可否を決定する	中央公民館	検討開始		業務開始を目標		中央公民館	H19.1	(H19.9) (H20.2) H20.4	変更	
20	Ⅲ	2	4	1	伊良部B&G海洋センターの指定管理者制度について検討し、可否を決定する	伊)教育委員会分室	検討開始		業務開始を目標		伊)教育委員会分室	H19.1	(H19.9) (H20.2) H20.4	変更	
21	Ⅲ	2	4	2	伊良部勤労者体育センター(野球場)の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	伊)経済建設課	検討開始		業務開始を目標		伊)経済建設課	H19.1	(H19.9) (H20.1) H20.4	変更	
22	Ⅲ	2	5		総合博物館の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	博物館	検討開始		業務開始を目標		博物館	H19.1	(H19.10) (H19.12)	変更	変更内容:取組終了時期が「(H19.10)」から「(H19.12)」に変更。 変更理由:教育委員会・部内調整の遅れ。 今後の取り組み:早急に調整作業を進め、導入の可否を決定したい。
23	Ⅲ	2	8		平成の森公園の指定管理者制度導入の検討する	伊)経済建設課			検討開始		伊)経済建設課	H19.1	(H19.10) (H20.12) H21.3	変更	変更内容:取組終了時期「(H19.10)」から「(H20.12)」に変更。 変更理由:現状では指定管理者制度の導入について方針を決定することは難しいので、部内検討に時間を要する。 今後の取組:平成19年度の実績等を考慮しながら部内で再検討していきたい。

「集中改革プラン」改革項目変更等調書一覧①

資料 1

下記の項目について変更度合が基準外(※)のため宮古島市行財政改革推進本部に変更の承認を求めます。(※:最終頁に説明記載)

→平成19年11月29日開催平成19年度第8回行財政改革推進本部にて承認

集中改革プラン										取り組み状況			変更・中止	変更内容とその理由及び今後の取り組み
改革項目				具体的事項	担当課	目標事項				工程表	取組時期			
大	中	小	細小			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	提出課	開始	終了		
24	Ⅲ	2	9	伊良部運動公園の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	伊)経済建設課		検討開始	業務開始を目標		伊)経済建設課	H19.1	(H19.8) (H20.2) H20.3	変更	変更内容:取組終了時期「(H19.8)」から「(H20.2)」に変更。 変更理由:現状では指定管理者制度の導入について方針を決定することは難しいので、部内検討に時間を要する。 今後の取組:平成19年度の実績等を考慮しながら部内で再検討していきたい。また、仲地、伊良部両部落との調整も行っていきたい。
25	Ⅲ	2	13	伊良部カントリーパーク(陸上競技場)の指定管理者制度導入の検討する	伊)経済建設課			検討開始		伊)経済建設課	H19.1	(H19.10) (H20.11) H21.3	変更	変更内容:取組終了時期「(H19.10)」から「(H20.11)」に変更。 変更理由:現状では指定管理者制度の導入について方針を決定することは難しいので、部内検討に時間を要する。 今後の取組:平成19年度の実績等を考慮しながら部内で再検討していきたい。
26	Ⅵ	4	1	1 有料広告事業の指針と要綱を策定し、事業を開始する	秘書広報課 情報政策課 企画調整課			事業開始策定					変更	変更内容:具体的事項を「有料広告事業の指針を策定する」に、担当課を「企画調整課」に変更する。 変更理由:事業推進を企画調整課に配置するため。 今後の取組:2月の事業開始に向けて早急に指針の策定に取り組む。
27	Ⅵ	4	1	1 2 有料広告事業の指針と要綱を策定し、事業を開始する	秘書広報課 情報政策課			事業開始		情報政策課	H18.12	H20.3	変更	変更内容:改革項目を「Ⅵ-4-1-2」に変更し、具体的事項を「有料広告事業の要綱を策定し、事業を開始する」とする。 変更理由:指針については、事業推進を担当する企画調整課が作成するため。 今後の取組:2月の事業開始に取り組む。
28	Ⅵ	4	2	法定外目的税の導入	企画政策部		検討開始			企画調整課	H18.12	(H19.9) H20.4 H22.3	変更	変更内容:取組終了時期を「H20.4」から「H22.3」に変更する。 変更理由:国が実質増税を断行した直後であり、景気回復に悪影響を及ぼし得る新税導入即ち増税の本格検討に入るには時期尚早。 今後の取組:行財政改革の観点からも新税に係る調査は継続する。08年度以降は景況など諸情勢を十分踏まえて委員会設置ほか導入にむけた諸手続きを取る必要性及び時期につき適宜再検討する。この際、税の機能が財政面と経済面の両面においてあることを十分に踏まえる。

※

変更度合	変更範囲	変更までの作業
基準内	変更内容が改革プランの範囲(期間)内又は、当初工程表の範囲(期間)内	行革班で基準内であることが確認できたら変更する。
基準外	変更内容が上記の範囲(期間)外	行革本部で、担当若しくは担当部長等が変更の了承を得て変更する。